

日本ウェブサービス株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、男女を問わずすべての社員が生涯務めることができる職場環境を構築し、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 9月 1日～ 令和9年 8月 31日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・取得率80%以上

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

<対策>

● 令和7年 9月～ 対象者に対し上長より取得希望の確認を行う

● 令和7年 10月～ 年間会社目標に盛り込み、
全社総会にて内容の説明および取得推進の方針表明。

目標2：年間有給休暇の取得率70%以上とする。

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

<対策>

● 令和7年 9月～ 各部署の上長にて月次の有給休暇取得状況のチェックと声かけの実施。取得が難しい社員については業務調整を行う。

● 令和7年10月～ 年間会社目標に盛り込み、取得の啓蒙を実施。

目標3：従業員全員の所定外労働時間を1人当たり月15時間未満とする。

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

<対策>

● 令和7年 9月～ 各部署の上長にて週次の残業時間チェックを実施。
安全衛生委員会にて労働時間改善ミーティングの実施。

● 令和7年 9月～ 所定外労働時間が月30時間超えと月45時間超えのタイミングで該当従業員に対してアラート通知と改善の調整を行う。

以上